

「はまゆうの里」訪問介護サービス 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(宮崎県指定 第 4570400186 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	7

1. 施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 德榮会
(2) 法人所在地	宮崎県日南市大字楠原1840番地
(3) 電話番号	0987-21-2080
(4) 代表者氏名	理事長 河野 洋徳
(5) 設立年月日	平成11年12月 1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定訪問介護事業所
(2) 事業所の目的	在宅における訪問介護
(3) 事業所の名称	はまゆうの里 訪問介護サービス
(4) 事業所の所在地	宮崎県日南市中央通1丁目4番地16号
(5) 電話番号	0987-55-8000
(6) 事業所管理者	磯部 豊美
(7) 当施設の運営方針	契約者の心身の状況に応じて、適切な訪問サービスを訪問介護計画に基づき提供できるよう関係市町村及び地域保健・福祉・医療との連携を図ると共に、質の高い総合的なサービスが提供できるように努める。
(8) 開設年月日	平成12年 4月 1日
(9) 事業所が行っている他の業務	

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【居宅介護支援事業】

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 日南市

(2) 営業日及び営業時間、下記の通りです。

営業日	年中無休
受付時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～日・祝日 6時～23時

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して、指定訪問介護サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

＜職員の配置状況＞

令和7年 月 日 現在

職種	配置基準	常勤	非常勤	合計
管理者	1名（常勤兼務）	1名		1名
サービス提供責任者	利用者40名ごと1名以上（常勤換算）	3名	1名	4名
訪問介護提供者	2.5名以上（常勤換算）	0名	名	名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

○身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

○家事援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

- 入浴介助・・・入浴の介助又は、入浴が困難な方は、体を拭く（清拭）等をします。
- 排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助・・・食事の介助を行います。
- 体位交換・・・体位の変換を行います。
- 通院介助・・・通院の介助を行います。（※介護保険で請求できない内容についてサービスを提供出せていただく場合には利用料金の全額がご利用者負担となります。）

② 生活援助

- 調理・・・・ご契約者の食事の用意を行います。
- 洗濯・・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は、行いません。）
- 掃除・・・・ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の清掃は行いません。）
- 買い物・・・・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

身体 介 護	サービスに要する 時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	所要時間 30分増す毎に
		1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	820円
	2.うち、介護保険か ら給付される金額	1,467円	2,396円	3,483円	5,103円	756円
	3.サービス利用に 係る自己負担金※	163円	244円	387円	567円	82円
生 活 援 助	サービスに要する 時間	20分以上 45分未満	45分以上	通院等にため の乗車または 降車の介助		
		1,790円	2,200円	970円		
	2.うち、介護保険か ら給付される金額	1,611円	1,980円	873円		
	3.サービス利用に 係る自己負担金※	179円	220円	97円		

※自己負担額が1割の方料金になります。2割の方は20%の負担、3割の方は30%の負担になります。

☆サービス提供責任者のサービス内容を評価する加算

	利用料金	介護保険	自己負担金
初回加算	2,000円	1,800円	200円
緊急時訪問介護加算	1,000円	900円	100円

☆サービス提供者のサービスに係る加算

	利用料金	介護保険	自己負担金

介護職員等処遇改善加算（II）	224/1,000	90%	10%
-----------------	-----------	-----	-----

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために、国に定められた標準的な要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間だけではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の5%が割り引かれます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス又は、②介護保険で請求できない内容についてサービスを提供させていただく場合には利用料金の全額がご契約者の負担となります。下記の表参照。

サービスに要する時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上	所要時間（30分増す毎に）
身体介護	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	820円
サービスに要する時間	20分以上45分未満	45分以上	通院等の為の乗車または降車の介助		
生活援助	1,790円	2,200円	970円		

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の5%が割り引かれます。

②その他のサービス

○行政手続きの代行 利用料金： 0円

☆経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア・下記指定口座への振り込み
宮崎銀行 飫肥出張所 普通預金 1229191 はまゆうの里 訪問介護サービス
管理者 河野 洋徳
イ・金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関： ■宮崎銀行 ■宮崎太陽銀行 ■宮崎第一信用金庫 ■はまゆう農業協同組合 ■宮崎信用金庫 ■都城信用金庫 ■延岡信用金庫 ■宮崎県北部信用組合 ■宮崎県南部信用組合 ■九州労働金庫 ■宮崎県下農業協同組合 □郵便局 □鹿児島銀行 □西日本シティ銀行 □大分銀行 □福岡銀行 □南日本銀行

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出でください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上、不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5.当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することができません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。但し、事業者は、訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者若しくは、その家族等からの高価な物品等の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者若しくは、その家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者若しくは、その家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他、契約者若しくは、その家族等に行う迷惑行為

(6) サービス内容については、サービス計画に基づいてサービスを提供させて頂いております。サービス提供記録及び事業内容等につきまして、開示致しておりますので、お気軽にお尋ね下さい。

7. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 第三者評価サービスについて

その他機関による第三者評価の実施はありません。

9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] はまゆうの里 訪問介護サービス提供責任者 直野 千江美

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日

8:30～17:30

（2）行政機関その他苦情受付機関

日南市・介護保険担当課	所在地	日南市中央通1-1-1
	電話番号	0987-31-1160
	F A X	0987-31-0288
	受付時間	8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地	宮崎市下原町231番地1
	電話番号	0985-35-5111
	F A X	0985-25-0260
	受付時間	8:30～17:00
宮崎県社会福祉協議会	所在地	宮崎市原町2番22号
	電話番号	0985-22-3145
	F A X	0985-27-9003
	受付時間	8:30～17:00
第三者委員 増田 憲弘	住所	日南市吉野方7181-1
	電話番号	0987-25-4938
笠 翁輔	住所	日南市飫肥7丁目2-37
	電話番号	0987-25-0424

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 はまゆうの里 訪問介護サービス提供責任者

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏　　名　　　　　　　印

代理人住所

氏　　名　　　　　　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込書又は、その家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)

①訪問介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で、決定します。

②訪問介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、若しくは、ご契約者及びその家族等の要求に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、訪問介護計画を変更します。

③訪問介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは、次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業所の紹介等、必要な支援を行います。
- 訪問介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦、全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 訪問介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦、全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合



- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。
- 必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

自立と認定された場合



- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は、全額自己負担となります。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

